

## 伊勢崎市優良建設業者表彰要領

### (目的)

第1条 この要領は、市、上下水道局及び伊勢崎市民病院が発注した建設工事を優秀な施工技術によって施工した建設業者等を表彰することにより建設事業の発展及び施工技術の向上に資することを目的とする。

### (表彰の種類)

第2条 表彰は、次に掲げる表彰区分に従い表彰するものとする。

- (1) 優良建設業者表彰 適正な工程管理及び優れた施工技術によって建設工事を完成させ、その出来形及び品質が優良で他の模範となる者を表彰する。
- (2) 特別表彰 市長は、特に優秀と認められる優良建設業者を特別表彰することができる。

### (表彰を行う者)

第3条 表彰は、優良建設業者表彰基準（別紙）に基づき、市長が行う。

### (優良建設業者の選定)

第4条 市長は、伊勢崎市指名競争入札業者選定委員会規程（平成17年伊勢崎市訓令甲第26号）第2条に規定する第1委員会（以下「委員会」という。）において、第2条第1号に規定する優良建設業者表彰の対象となる建設工事について審査させ、表彰に該当すると認められる12者以内の優良建設業者を選定させるものとする。

### (表彰者の決定)

第5条 市長は、委員会の審査等に基づき、表彰者を決定するものとする。

### (表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状及び盾を授与して行う。

2 表彰は、毎年度1回行うものとし、その時期は市長が定める。

### (表彰状等の授与)

第7条 市長は、第2条の規定に該当する施工業者及び工事の監理技術者又は主任技術者に表彰状及び盾を授与する。

### (庶務)

第8条 この要領に関する庶務は、検査担当課が処理する。

### (その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、決裁の日（平成26年3月31日決裁）から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

## 別紙（第3条関係）

### 優良建設業者表彰基準

- 1 伊勢崎市優良建設業者表彰要領（以下「要領」という。）第2条第1号に規定する表彰（以下「優良建設業者表彰」という。）に該当すると認められる建設業者は、次に掲げる事項を総合的に勘案し選定するものとする。
  - (1) 表彰の対象となる建設工事の請負契約を誠実に履行し、かつ、当該工事の成績評定が優れていること。
  - (2) 表彰対象外の工事もおおむね良好であること。
  - (3) 表彰の対象となる建設工事の前年度以降、市の指名停止を受けていないこと。
  - (4) 表彰の対象となる建設工事の前年度以降、労働災害の発生がなく、表彰の対象となる建設工事においても労働災害がないこと。
  - (5) 市の入札参加業者であり、かつ、第2号及び第3号以外の不都合、不名誉な行為がないこと。
- 2 要領第2条第1号に規定する優良建設業者表彰の対象は、土木工事及び建築工事ともに1件当たりの契約金額が300万円以上とする。
- 3 要領第2条第2号に規定する特別表彰は、次のとおりとする。
  - (1) 回数による表彰
    - ア 優良建設業者表彰は5回目で特別表彰を行い、その後は10回目ごととする。表彰期限は、5回目は10年以内、10回目以上は回数値の2倍の年数以内とする。
    - イ 5回表彰は一度限りとする。なお、共同企業体として受賞した場合にあっては、当該共同企業体構成員は、受賞回数に含むことができるものとする。
  - (2) 市等の建設行政に特に貢献したもの
- 4 要領第4条に規定する優良建設業者の審査資料は、次の各号のいずれにも該当する工事のうちから厳選し選定するものとする。
  - (1) 建設工事の評定点合計が80点以上のこと。
  - (2) 当該年度工事種別（土木、建築）の平均評点が70点を超過していること。
  - (3) 前号に規定する建設工事の評定項目にe評価がないこと。